

政令第三百十六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第四百条第六項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条・第二条（略）

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第三条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二を附則第二条の三とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（平成十八年三月三十一日以前に厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継して行う厚生年金代行給付に相当する部分を含む老齢給付金の額の基準及び算定方法の特例）

第二条の二 法第一百十条の二第三項、第一百一十一条第二項又は第一百十二条第四項の規定により平成十八年三

月三十一日以前に厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う老齢給付金であつて、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による障害基礎年金の受給権者に支給されるものの額については、第二十三条に定める基準及び第二十四条に定める算定方法によるほか、当該老齢給付金の額には法第百十条の二第一項に規定する厚生年金代行給付に相当する部分の額（厚生年金保険法第三十八条第一項及び第四十六条第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十六条第一項の規定により当該受給権者について老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、支給が停止されている額を除く。）として厚生労働省令で定める額を含まないものとする。

第四条（略）

（国民年金基金令の一部改正）

第五条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「場合」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、「（以下「指定法人」という。）」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「指定法人」を「第一項の規定により指定した法人が同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったときは同項の指定を、前項の規定により指定した法人」に、「前項各号」を「同項

各号」に、「同項の指定を」を「同項の指定を、それぞれ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務のうち法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務（以下この項において「申出受理業務」という。）のみを信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、連合会、日本郵政公社、前項の規定による指定を受けている法人及び次条に規定する金融機関以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。

一 申出受理業務を適正かつ確実にを行うために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

二 申出受理業務を確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。

第四十四条中「に規定する指定法人」を「の規定により厚生労働大臣が指定した法人」に改める。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部の施行に伴い障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能となること等について所要の規定の整備を行うとともに、国民年金基金による業務の委託に係る規制の緩和等を行う必要があるからである。